

令和 8 年 4 月 23 日

東京都多摩市関戸 2 丁目 24 番地 27 号
三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル 5F
ムラキ株式会社
代表取締役 社長 柳田 任俊 殿

〒060-0001

札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 6 番地
さっぽろ創世スクエア 24 階
北海道国際法律事務所

・ 代理人
弁 護 士 江 崎 一 平

TEL011-211-0002/FAX011-211-1605



株主提案書

冠省

当職は、ムラキ株式会社の株主である [] 及び [] ([] は 14,500 株を、 [] は 5,200 株を、それぞれ、6 か月以上前から保有しています。以下、総称して「提案株主」といいます。) から依頼を受けた弁護士です (代理権を証する書類として、委任状、印鑑証明書等を同封しております。)。

当職は、提案株主の代理人として、ムラキ株式会社の代表取締役である貴殿に対し、会社法 303 条第 2 項及び同法 305 条第 1 項に基づき、本書面別紙のとおり提案する議題を貴社の第 68 回定時株主総会の目的とすること、並びに、本書面別紙のとおり提案する議題、議案及び提案理由を株主総会招集の通知及び添付の参考書類に記載することを、請求いたします。

なお、提案株主は、社債、株式等の振替に関する法律 154 条第 2 項に基づく個別株主通知を済ませています (念のため、 [] 及び [] において、近日中に、貴殿に対し、同通知申出書受付票を送付する予定です。)。同通知手続上、 [] の住所は現住所 []

[] ではなく旧住所 [] が記載されていますが、同社の同一性は同封の履歴事項全部証明書でご確認いただけます。

ご対応の程よろしくお願いいたします。

敬具



(別紙)

I 提案する議題

- 1 役員 2 名の追加選任の件
- 2 持株会社体制への移行の件
- 3 買収防衛策の廃止の件

II 議案の内容及び提案の理由

1 役員 2 名の追加選任の件

(1) 議案の内容

貴社の新規事業のおよび推進体制の強化するため、以下の候補者 2 名を取締役として追加選任することを提案します。

候補者 1

貴社保有株式数 無し

略歴

選任理由

は、長年の証券会社での業務経験を通じて株式市場を含めた豊富な金融知識を有しており、また現在の代表取締役として顧客企業へのコンサルティングや証券鑑定士協会を通じ有価証券や企業の現在価値及び将来の企業価値の判断材料を提供するなど、貴社の企業価値向上に有効かつ適切な経営判断が出来る人材と考え取締役候補とします。

候補者 2 孫 峰 (ソン ホウ) 1976 年 8 月 23 日生

貴社保有株式数 無し (株式会社イクヨとして 25 万株保有)

略歴 2006 年 4 月 IBS 証券 入社

2013 年 4 月 スタッインベストメントマネジメント

2019 年 10 月 アパテックジャパン株式会社 代表取締役社長 (現任)

2020 年 5 月 シュバイツェル・インベストメント株式会社部長



2022年5月 アパテックモーターズ株式会社 代表取締役社長（現任）

2023年12月 日東株式会社 代表取締役社長（現任）

2024年3月 株式会社イクヨ 代表取締役社長（現任）

選任理由

孫氏は貴社筆頭株主である株式会社イクヨ代表取締役であり、またアパテックモーターズ代表取締役として、貴社と親和性のある企業の代表取締役を務めており、貴社の事業拡大に適切な助言が期待できる事、また上場企業の代表者としてガバナンス面でも適切な職務判断が期待できる人材として、貴社社外取締役として最適と考え候補者としています。

(2) 提案の理由

貴社の売上高は、2013年3月期売上げ89億から2025年3月期売上げ75億と10年以上の長期にわたり減少し、この数年は横ばいで推移しています。

企業価値向上のためには既存事業の延長線ではなく、新規事業を実行できる経営体制の構築が不可欠であり、新規事業の立案・実行を行うための人材を取締役として迎え入れることが重要と考え本議案を提出します。

2 持株会社体制への移行の件

(1) 議案の内容

貴社グループの持続的成長と新規事業推進を目的として、貴社を持株会社体制へ移行することを提案します。

(2) 提案の理由

貴社の業績は長期にわたり下降または低迷しており、事業セグメントの広がりが達成できていません。既存事業は安定的に維持しつつ、新規事業を迅速に企画・投資・実行する体制が必要と考えます。

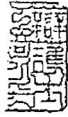
持株会社化により、

- * 既存事業は子会社として安定経営を継続する
- * 親会社（持株会社）は、新規事業を企画し、業務提携やM&Aを専門的に検討・推進する

という、組織としての役割分担が可能となり経営資源の最適配分と意思決定の迅速化が図れると考えます。

企業価値向上の観点から、持株会社体制への移行を提案します。

尚、本議案が可決された場合、上場維持を前提とした持株会社体制への具体的手続きは、貴社取締役会で決議を行い、改めて定款変更等を臨時株主総会を開催し決議を行う事になります。



3 買収防衛策の廃止の件

(1) 議案の内容

貴社が導入している買収防衛策の廃止を求めます。

(2) 提案理由

現行の買収防衛策は、共同保有者とみなされる株主を「共同買付者」とみなす規定をふくんでおり、株主が正当な目的で議案提案や議決権行使を行う場合であっても、提案に賛同する他の株主が不当に「共同買付者」と判断される可能性があります。

これは、

- * 株主の公正な判断を阻害
- * 企業価値向上に資する株主提案の萎縮
- * 株式の流動性を低下

等を生じさせる可能性を否定できません。

また、買収防衛策は当初の目的を超えて経営陣の保身につながる可能性も指摘されており、近年は多くの企業で廃止が進んでおり、株主の権利保護の観点から買収防衛策の廃止を求めます。

以上